



需要抑制量調整供給 概要

沖縄電力株式会社

➤ ネガワット取引の概要	2	~	5
➤ ネガワット取引の分類およびスキーム	6	~	10
➤ 需要抑制量調整供給に必要なとなる契約の要件	11	~	12
➤ インバランス料金制度	13	~	20
➤ バランシンググループ（B G）	21	~	24
➤ 小売電気事業者へ需要抑制計画・ベースラインの通知	25	~	26
➤ 計画不整合時の取扱いについて	27	~	28

ネガワット取引の概要

デマンドリスポンス（DR）導入の背景について

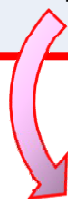
・従来の電力システムは、電力需要を所与のものとして、電力供給をどのように行うべきかという視点からの取組が中心であった。



・東日本大震災を契機に、電力供給の制約や集中型電力システムが持つ課題が明らかとなり、従来の電力消費量を削減する省エネの強化だけでなく、**電力供給状況に応じてスマートに消費パターンを変化させること、いわゆるデマンドリスポンスの重要性が強く認識されるようになってきている。**

需要パターンの変化には「需要増加」と「需要削減」の2通りが考えられる。

種類	概要
需要増加	・再生可能エネルギーの導入拡大に伴い電力の供給過多状態に陥った際に、需要家に対し電力の消費増加を促すことで、電圧や周波数等の電気の品質安定化に資するものとしての活用が考えられている。
需要削減	・効果的にピークカットを行うことで需給ひっ迫の解消に寄与するとともに、非効率な火力発電の焚き増しや維持、及びピーク電源の新設等が不要になることで中長期的には発電容量を合理的な規模に維持し、安定供給を実現することにつながると期待されている。

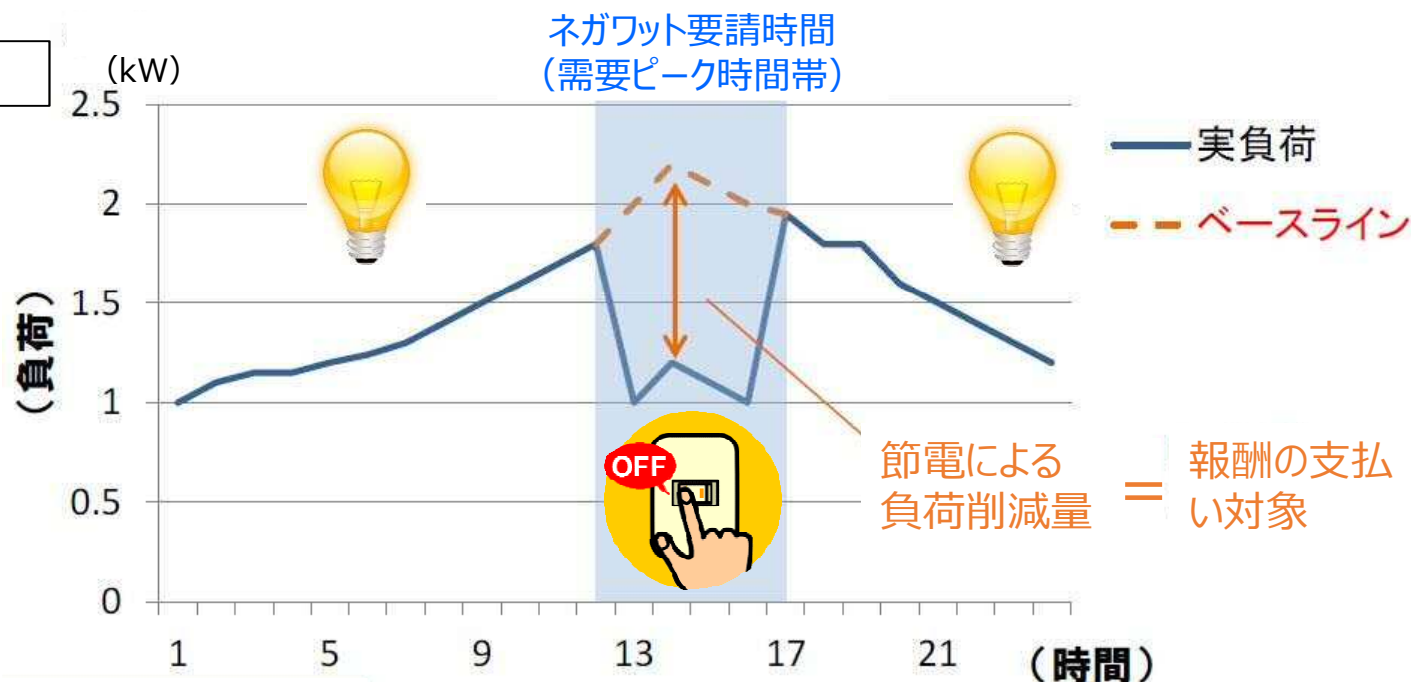


・「需要削減」の取組として、電気事業者やネガワット事業者（アグリゲーターまたは、需要家）と需要家との契約に基づき、電気事業者等からの要請に応じて行った電力の需要削減の量や容量を取引する取組を**ネガワット取引**という。

ネガワット取引について

- ネガワットとは
 - ・負（ネガティブ）の電力（ワット）を意味する造語で、電力の利用者が需要抑制（節電）した電力を発電した電力と同等の価値と見なす考え方。
- ネガワット取引とは
 - ・節電等により生まれた電力「ネガワット」を、小売電気事業者等が買い取ったり、市場で売買されることを「ネガワット取引」という。

需要抑制イメージ

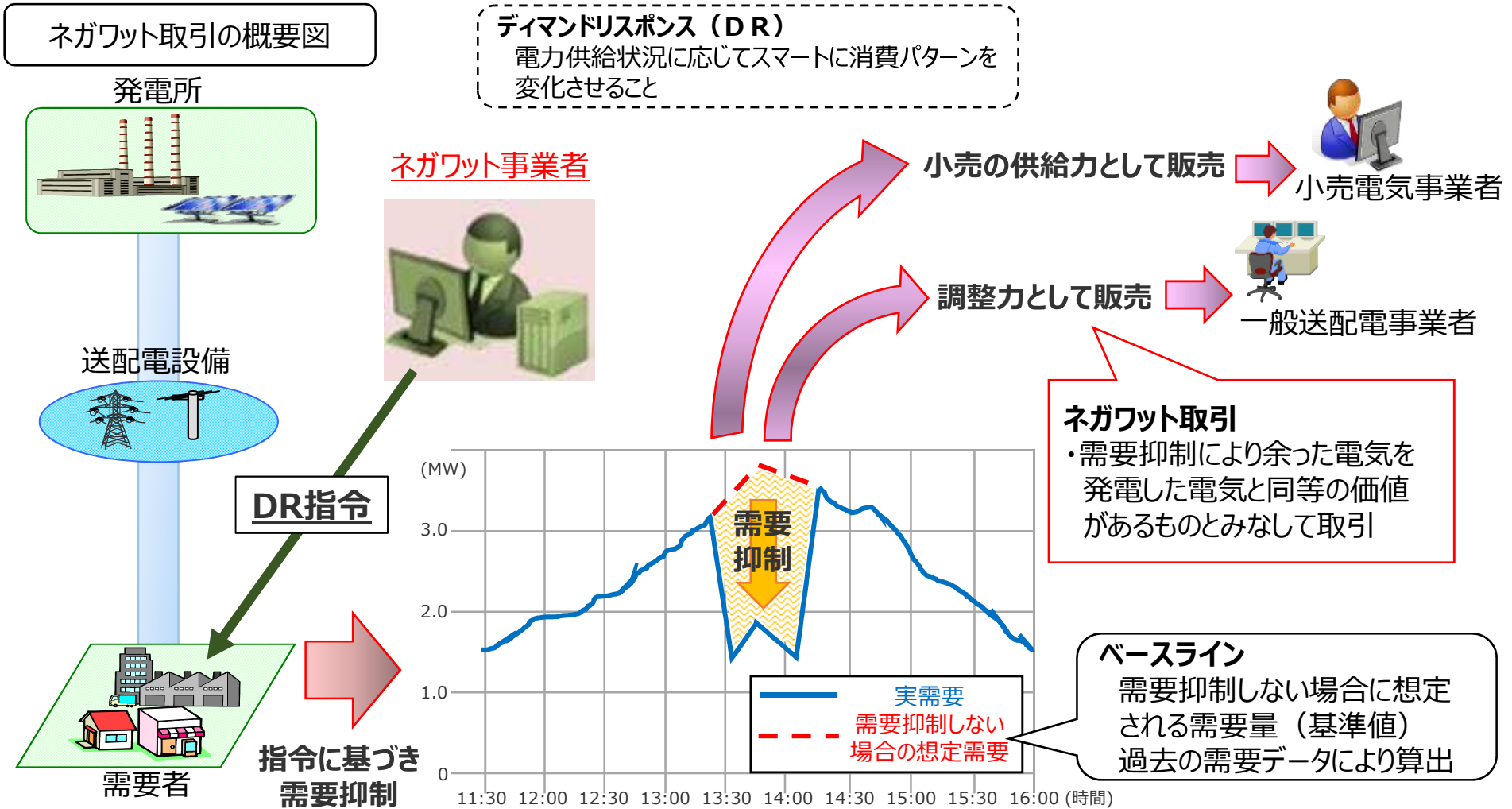


※ベースラインとは需要家が節電をしなかった場合に想定される電力使用量。（30分コマ毎に設定）
 ※ベースラインから電力使用量を引いた電力量が節電量（需要抑制実績）となる。

期待される効果

- ・需要家が節電した電力量（ネガワット）に対し小売電気事業者等が対価を支払うため、需要ピーク時に自発的な節電が見込まれる。
- ・ピーク時の需要を抑制することにより、ピーク時に稼動していた発電所の稼動抑制、維持管理、更新が不要となる。

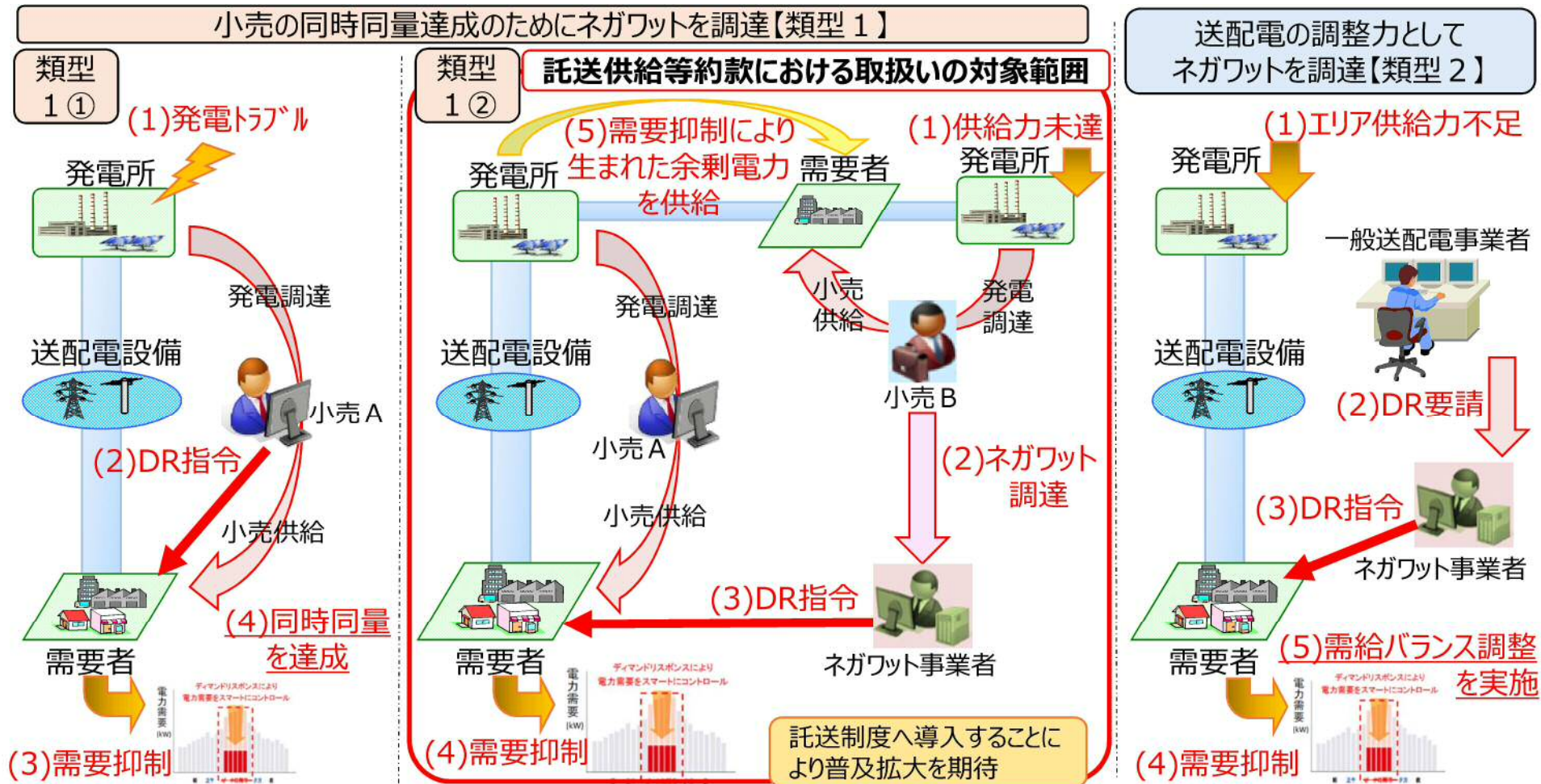
- ネガワット取引とは，需要者の需要を抑制することで得られる電力量（需要抑制量）を，発電した電力量と同等の価値がある供給力とみなして取引すること
- ネガワット取引により得られた供給力は，小売電気事業者の供給力，または一般送配電事業者の調整力として活用



ネガワット取引の分類およびスキーム

■ ネガワット取引は、需要抑制量の調達のための目的や買い手に応じて、以下のとおり分類される。

調達目的	類型	買い手	調達内容
小売の同時同量達成	1 ①	小売	自らの需要に対する供給力の代わりとして、 自らの顧客に 需要抑制を指令
	1 ②	小売	自らの需要に対する供給力の代わりとして、 他の小売の顧客から ネガワットを調達
送配電の調整力	2	送配電	エリアの需給調整のため、 調整力として ネガワットを調達

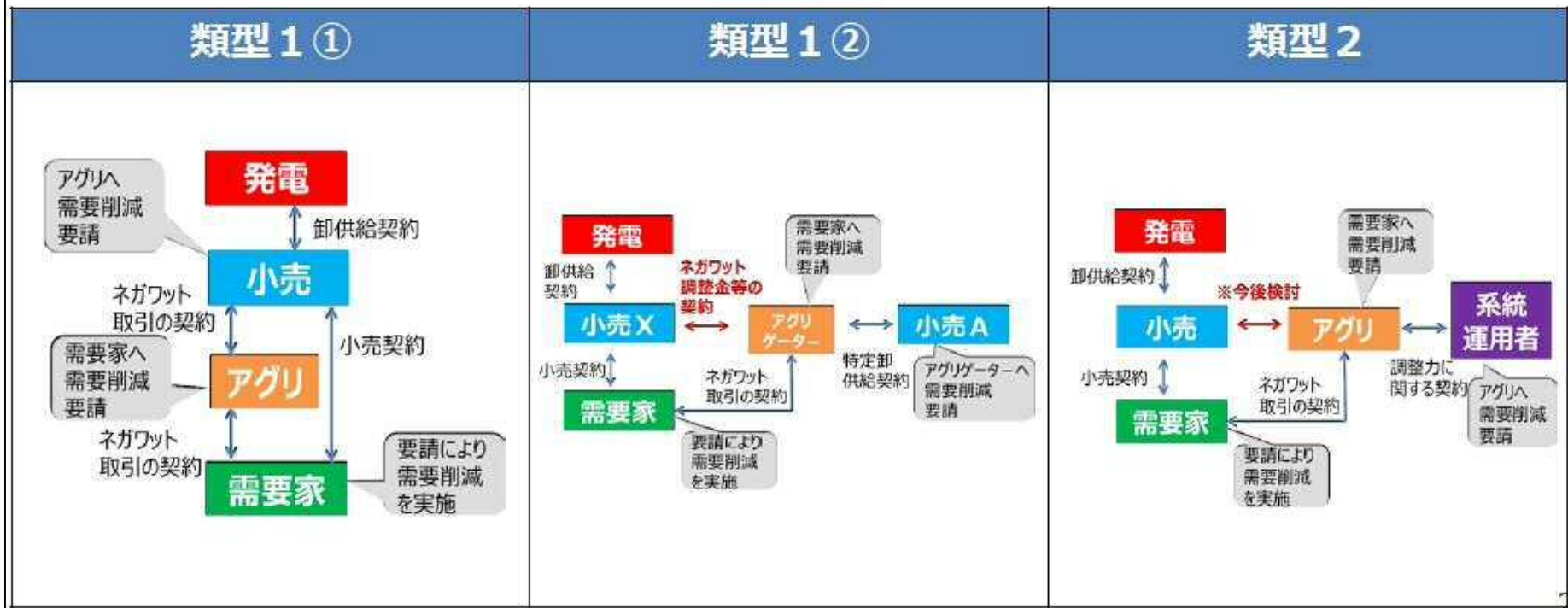


(第4回ERAB検討会資料より)

【参考】ネガワット取引に関する類型について

- ネガワット取引は、その形態により以下の3つに分類される。
 - 類型1 ①：小売事業者が自社の需要家からネガワットを調達するもの
 - 類型1 ②：小売事業者が他社の需要家からネガワットを調達するもの
 - ※2017年中にこの類型に基づいた「ネガワット取引市場」が開設される予定
 - 類型2：一般送配電事業者が需給調整のためにネガワットを調達するもの

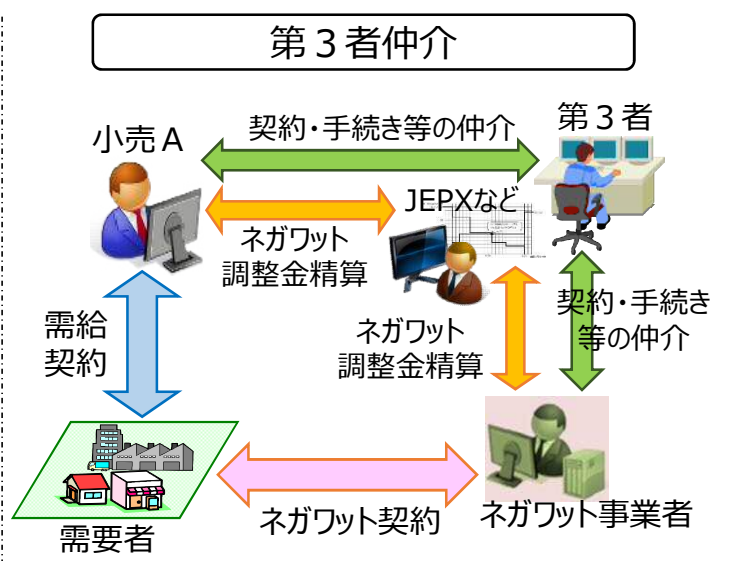
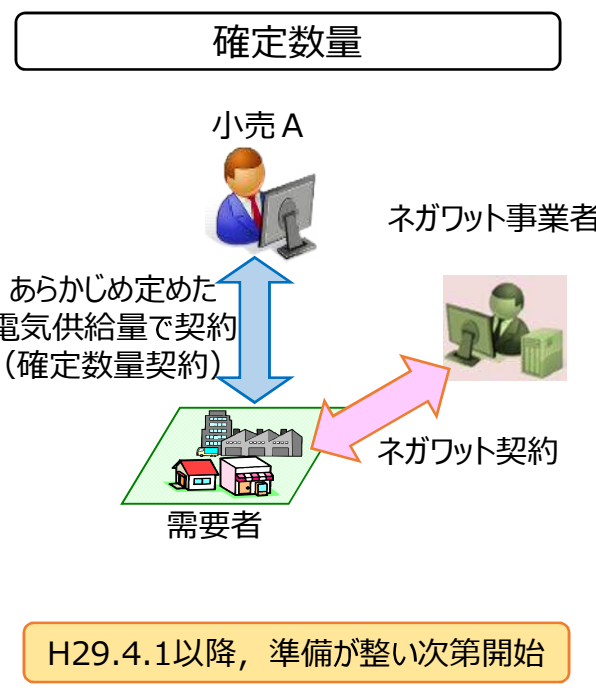
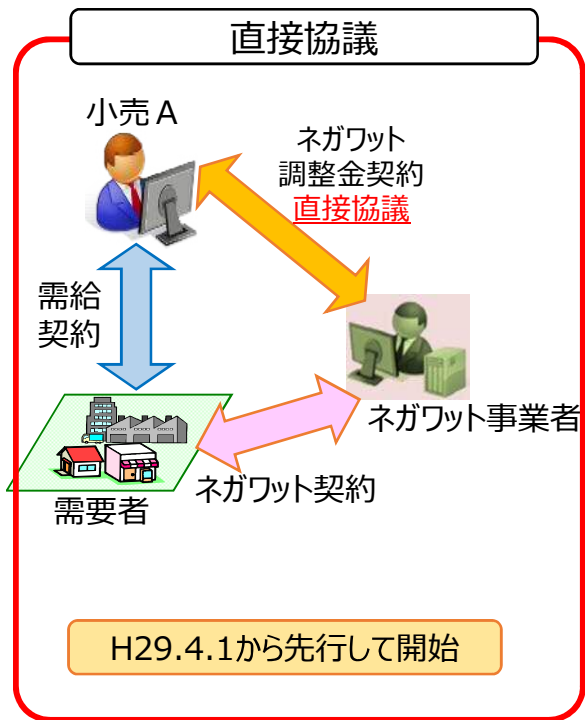
類型の種類



ネガワット取引の取引スキーム

- ネガワットの取扱いは，取引の形態に応じて，以下の3つの取引スキームに分類される。
- 平成29年4月1日より，直接協議スキームを導入する。なお，確定数量スキーム，第三者仲介スキームも準備が整い次第，平成29年中目途の実施を予定している。

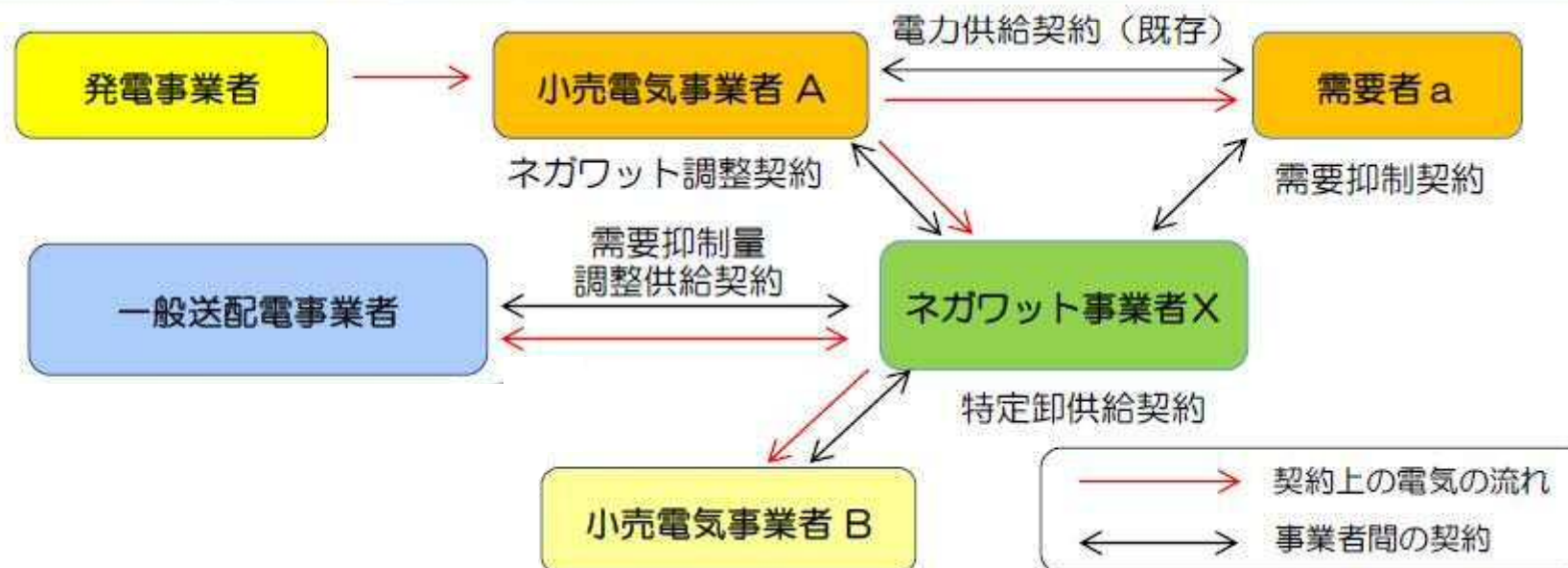
スキーム	直接協議	確定数量契約	第三者仲介
売上げ補填等の協議の形態	・小売とネガワット事業者間で， 直接協議	・小売とネガワット事業者間で， 協議の省略が可能	・協議の手続きを 第三者が仲介
ねらい	売上げ補填額の適切性を確保	あらかじめ定めた数量の電気料金を確定するため，ネガワットを自由に利用可能	・補填額の協議や契約手続き等が不要 ・取引に匿名性を持たせることも可能であり，制度の導入促進を期待
実施時期	平成29年4月1日～	平成29年中目途	平成29年中目途



(電力広域的運営推進機関 ネガワット取引に関する説明会資料より)

- 直接協議スキームのネガワット取引は、以下4つの契約が必要です。(契約名称は仮称です)

契約名(仮称)	契約者		内容
ネガワット調整契約	小売A	ネガX	需要抑制を行った需要者に電力を供給する小売電気事業者Aとネガワット事業者で便益を調整する契約。
需要抑制契約	需要者a	ネガX	需要抑制を行った需要者に対し、ネガワット事業者がネガワット創出の報酬を支払う契約。逆に、計画通りに需要抑制を達成できない場合のペナルティに関する契約。
特定卸供給契約	小売B	ネガX	ネガワット事業者と特定卸供給(いわゆるネガワットの供給)先との販売に係る契約。
需要抑制量調整供給契約	一般送配電事業者	ネガX	需要抑制計画と実際の需要抑制量に乖離が生じた場合、一般送配電事業者はその過不足分を補ってもらい、ネガワットを他社に特定卸供給として売電できるよう整形するためのネガワット事業者と一般送配電事業者との契約。(冒頭で紹介した電力量調整供給の契約)



需要抑制量調整供給契約に必要な 契約の要件

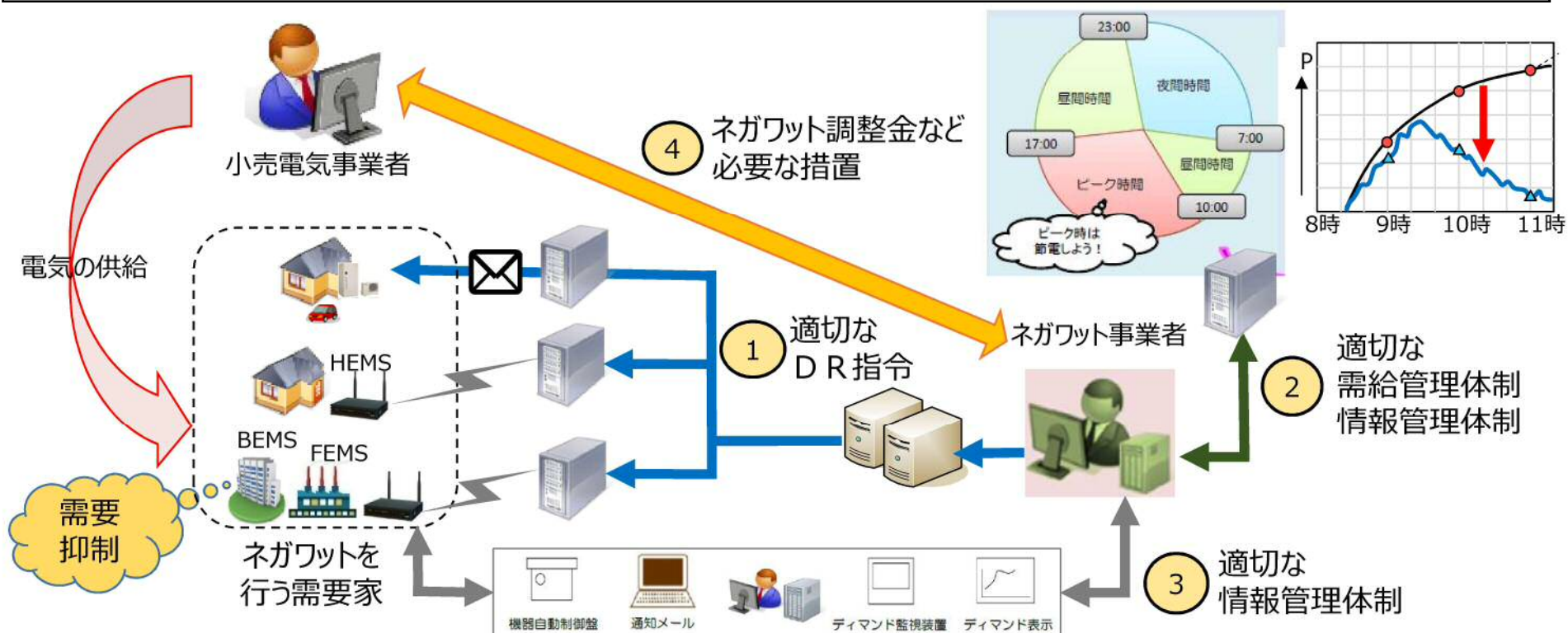
■ ネガワット事業者がネガワット取引を行う場合は、以下の4要件を満たすことが省令等に手当てされ、託送供給等約款における需要抑制量調整供給契約において、確認することが求められている。

要件①：需要家に対して需要抑制に関する計画を策定し、指令を適時適切に出せること。

要件②：電力の安定かつ適正な供給のため適切な需給管理体制や情報管理体制を保有すること。

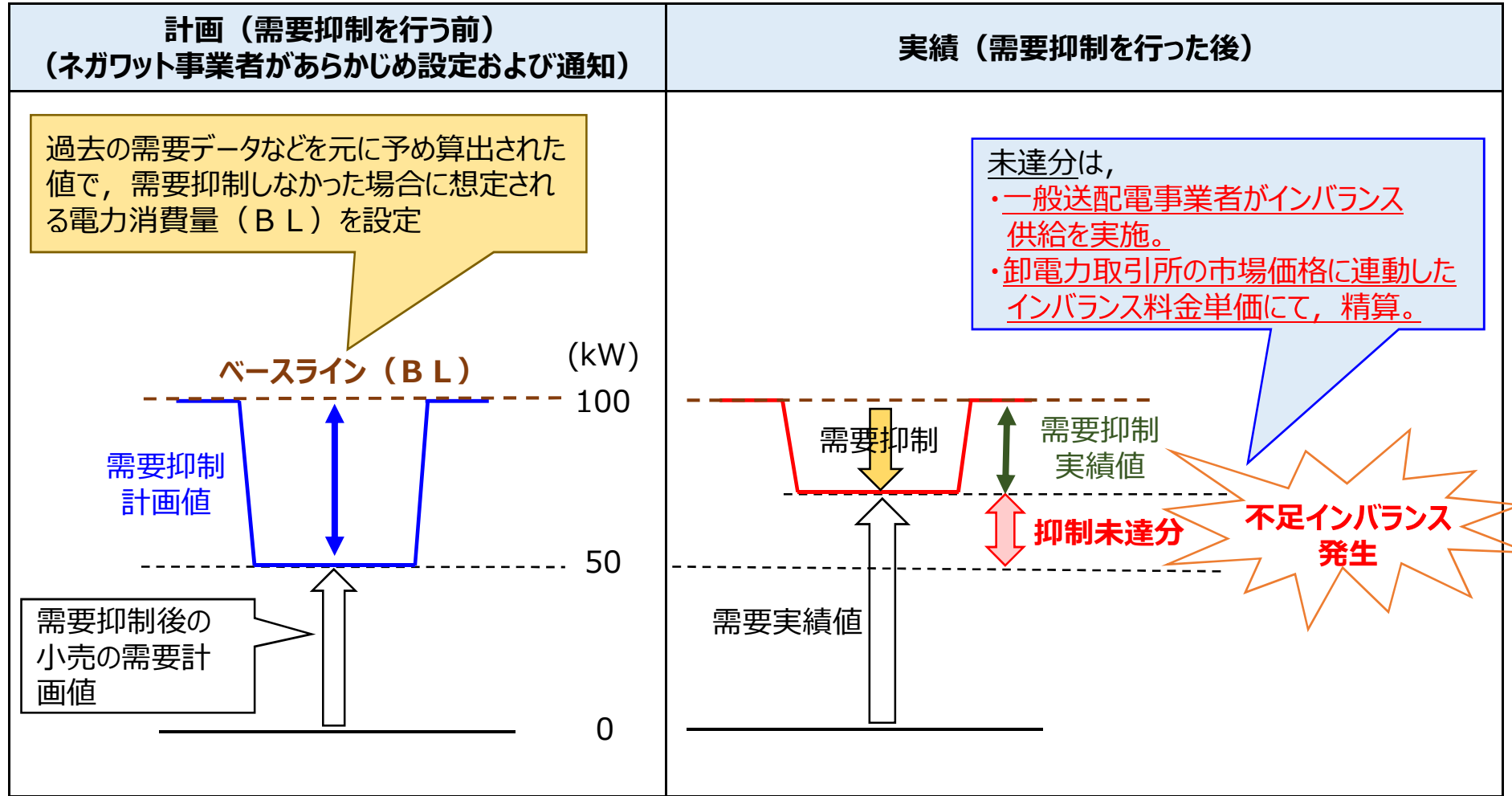
要件③：需要家保護の観点から適切な情報管理体制を保有すること。

要件④：需要抑制の対象となる需要家に通常電力を供給する小売電気事業者がネガワットの供給により不利益を被ることがないように、当該需要抑制分に相当する売上げを補填するなど、小売電気事業者に対して必要な措置を講ずることができること。（ネガワット調整金の契約確認）



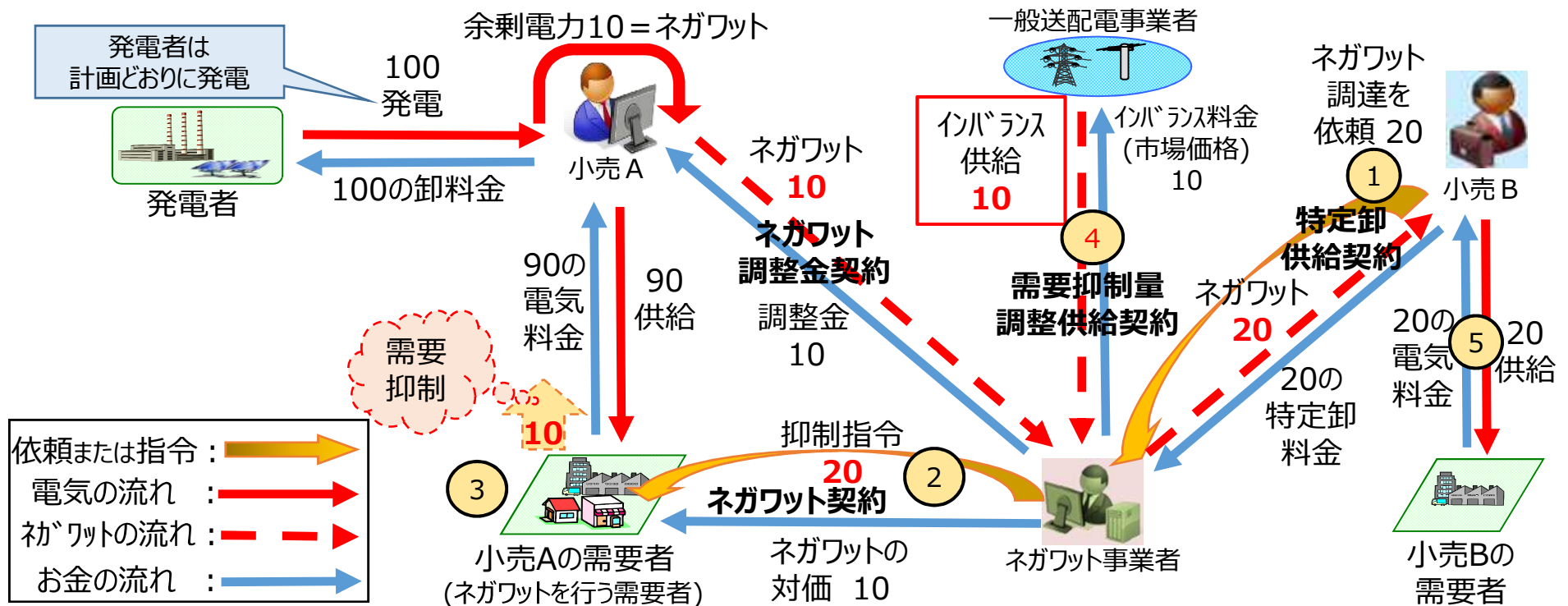
インバランス料金制度

- 需要抑制は、あらかじめ定めた需要想定値（＝ベースライン）を基準に、抑制を実施。
- 一般送配電事業者は、ネガワット事業者が事前に立てた「需要抑制の計画値」と、「需要抑制の実績値」との不足や超過について、インバランス供給を実施。
- 現行のインバランス精算同様、卸電力取引所の市場価格に連動したインバランス料金単価を用いて精算。

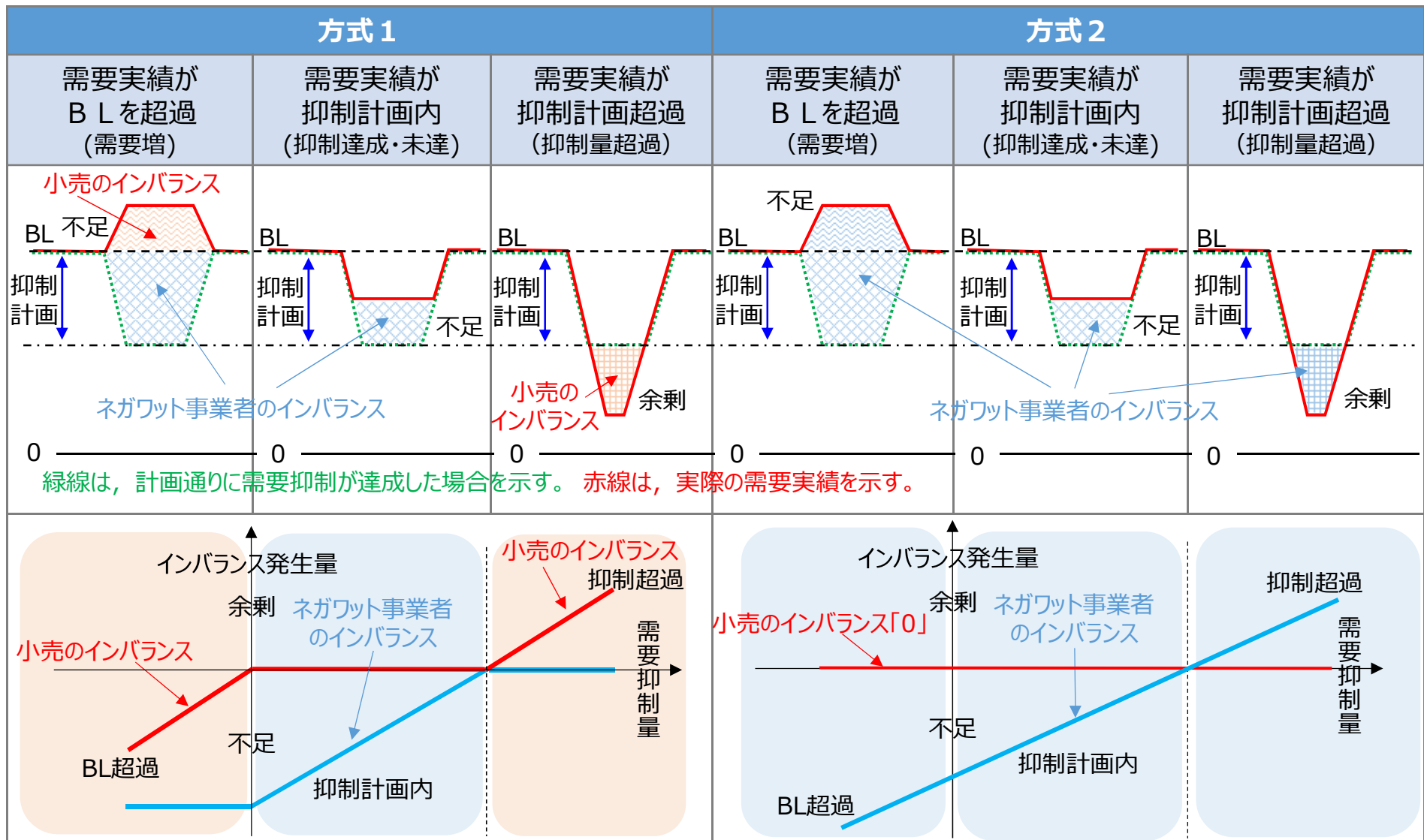


(本ケース) 小売Bの求めに応じ、ネガワット事業者を通じて、小売Aの需要者で生じたネガワットを取引

- ① 小売Bが自らの需要者に対する供給力確保のため、ネガワット事業者へ、(20)のネガワット調達を依頼
 - ② ネガワット事業者が、小売Aから電気の供給を受ける小売Aの需要者(ネガワットを行う需要者)に(20)の需要抑制を指令
 - ③ 需要抑制の指令を受けた小売Aの需要者は、予定時刻に需要抑制を実施。結果：抑制指令(20)に対して、(10)の需要抑制を達成。⇒(10)未達
 - ④ 一般送配電事業者は、需要抑制未達分の(10)の電気について、インバランス供給を行う。
 - ⑤ 小売Aの需要者が(10)の需要抑制を行ったことにより発生した、発電者の余剰電力(10)と、一般送配電事業者のインバランス供給(10)が、小売Bの需要者へ供給される。
- なお、インバランス供給に係る精算はネガワット事業者と行う。



- インバランスの算定方式は2方式を設定。方式1では、ベースライン・需要抑制計画・需要実績の値を用いて、インバランスの負担を小売電気事業者とネガワット事業者のどちらがどれだけ負担するかを判定し、それぞれのインバランス量を算定。方式2では、上記の判定にかかわらず、ネガワット事業者が全て負担することになる。



■ 前項で説明したインバランスの算定式は以下のとおり。

※緑線は、計画通りに需要抑制が達成した場合を示す。赤線は、実際の需要実績を示す。
 ※需要抑制量調整受電電力量(送電端)の表記を「抑制電力量」とする。

(例)ベースライン(BL)：100， 需要抑制計画(需要抑制量調整受電計画電力量)：50， 需要計画：100⇒50(抑制計画の通知を受け修正)

※需要実績=接続供給電力量 ※複数地点は、需要実績 ×損失率(%)の合計値とする。	方式1 (小売とネガワット双方で負担)		方式2 (全てネガワットが負担)	
	小売インバランス	ネガワットインバランス	小売インバランス	ネガワットインバランス
需要実績がBLを超過 需要実績×損失率=150 BL100 抑制計画 50 0	・接続対象電力量 = 需要実績×損失率 - 抑制計画 = 150 - 50 = 100 ・接続インバランス = 接続対象電力量 - 需要計画 = 100 - 50 = 50 ・不足インバランス 50	・抑制電力量 = 0 = 0 ・抑制インバランス = 抑制計画 - 抑制電力量 = 50 - 0 = 50 ・不足インバランス 50	・接続対象電力量 = ベースライン - 抑制計画 = 100 - 50 = 50 ・接続インバランス = 接続対象電力量 - 需要計画 = 50 - 50 = 0 ・インバランス「0」	・抑制電力量 = ベースライン - 需要実績×損失率 = 100 - 150 = ▲50 負となる場合は、「0」とする。 ・抑制インバランス = 抑制計画 + 需要実績×損失率 - ベースライン = 50 + 150 - 100 = 100 ・不足インバランス 100
需要実績が抑制計画内 BL100 抑制計画 50 需要実績×損失率=80 0	・接続対象電力量 = ベースライン - 抑制計画 = 100 - 50 = 50 ・接続インバランス = 接続対象電力量 - 需要計画 = 50 - 50 = 0 ・インバランス「0」	・抑制電力量 = ベースライン - 需要実績×損失率 = 100 - 80 = 20 ・抑制インバランス = 抑制計画 - 抑制電力量 = 50 - 20 = 30 ・不足インバランス 30	・接続対象電力量 = ベースライン - 抑制計画 = 100 - 50 = 50 ・接続インバランス = 接続対象電力量 - 需要計画 = 50 - 50 = 0 ・インバランス「0」	・抑制電力量 = ベースライン - 需要実績×損失率 = 100 - 80 = 20 ・抑制インバランス = 抑制計画 - 抑制電力量 = 50 - 20 = 30 ・不足インバランス 30
需要実績が抑制計画超過 BL100 抑制計画 50 需要実績×損失率=20 0	・接続対象電力量 = 需要実績×損失率 = 20 ・接続インバランス = 需要計画 - 接続対象電力量 = 50 - 20 = 30 ・余剰インバランス 30	・抑制電力量 = 抑制計画 = 50 ・抑制インバランス = 抑制計画 - 抑制電力量 = 50 - 50 = 0 ・インバランス「0」	・接続対象電力量 = ベースライン - 抑制計画 = 100 - 50 = 50 ・接続インバランス = 接続対象電力量 - 需要計画 = 50 - 50 = 0 ・インバランス「0」	・抑制電力量 = ベースライン - 需要実績×損失率 = 100 - 20 = 80 ・抑制インバランス = 抑制電力量 - 抑制計画 = 80 - 50 = 30 ・余剰インバランス 30

- インバランスの算定に関して、小売電気事業者およびネガワット事業者には以下の実績を提供します。
提供時期：料金請求時

(電力広域的運営推進機関 ネガワット取引業務に関する運用事例集より)

7. 2 ネガワット事業者への実績通知の提供項目

- ネガワット事業者への実績通知項目は以下のとおりとなります。

	任意項目						必須項目										
	需要抑制BG名	需要抑制BG名称	需要抑制BGコード	小売事業者名	小売事業者名称	インバランス切分方式	ベースライン	需要抑制量調整受電計 画電力量	需要抑制量調整受電 電力量	接続供給電力量	接続対象電力量	需要抑制量調整受電計 画差対応補給電力量	需要抑制量調整受電計 画差対応余剰電力量	インバランス単価	需要抑制量調整受電計 画差対応補給電力量	需要抑制量調整受電計 画差対応余剰電力量	
	需要抑制BG毎に提供						需要抑制BG毎日毎・48コマ						需要抑制量調整契約 毎・需要抑制BG毎など				
北海道電力	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○※1	○	○
東北電力	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○※2	○※2	○※2
東京電力	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
中部電力	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
北陸電力	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
関西電力	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
中国電力	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
四国電力	○	○	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
九州電力	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
沖縄電力	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

表中の項目は共通項目のため、記載が無い項目を通知する送配電事業者もあります。

※1 「インバランス単価」は、北海道電力HPより取得いただきます。

※2 その他の任意項目および必須項目とは別ファイルでの提供となります。

- インバランスの算定に関して、小売電気事業者およびネガワット事業者には以下の実績を提供します。
提供時期：料金請求時

(電力広域的運営推進機関 ネガワット取引業務に関する運用事例集より)

7.5 小売事業者への実績通知の提供項目

- 小売事業者への実績通知項目は以下のとおりとなります。

	任意項目						必須項目							
	需要抑制BGコード	需要抑制BG名称	需要抑制BGコード	小売事業者コード	小売事業者名称	インバランス切分方式	ベースライン	需要抑制量調整受電計 画電力量	需要抑制量調整受電 電力量	接続供給電力量	接続対象電力量	需要抑制量調整受電計 画差対応補給電力量	需要抑制量調整受電計 画差対応余剰電力量	
	需要抑制BG毎に提供						需要抑制BG毎日毎・48コマ							
北海道電力	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
東北電力	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
東京電力	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
中部電力	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
北陸電力	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
関西電力	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
中国電力	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
四国電力	○	○	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○	
九州電力	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
沖縄電力	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

表中の項目は共通項目のため、記載が無い項目を通知する送配電事業者もあります。

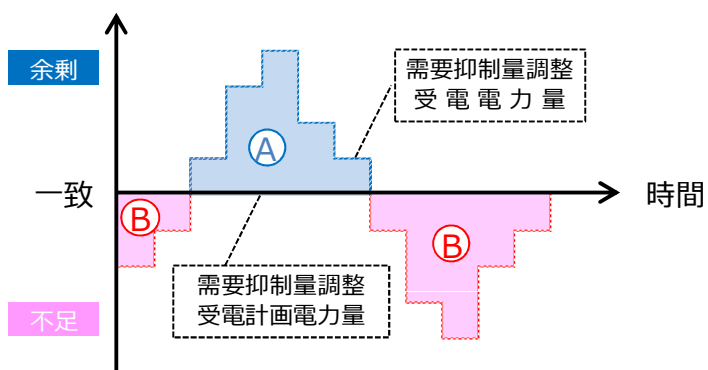
インバランス料金制度の概要

20

- 同時同量を達成できない場合に発生する差分（インバランス）に対する料金は、発電量調整供給や接続供給におけるインバランス料金単価と同一です。

◆インバランス料金は、以下の算定式により、30分毎に単価が変動します。

$$\text{インバランス料金単価} = \text{スポット市場価格と1時間前市場価格の加重平均値} \times \alpha + \beta$$



α : 系統全体の需給状況に応じた調整項

β : インバランス精算単価とエリアプライスとの間に生じるエリアごとの乖離を一定程度緩和する調整項（沖縄は「0」）

A 需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量
B 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量
(詳細算定方法はP17を参照)

◆インバランス料金は、当社HPにて公開しています。

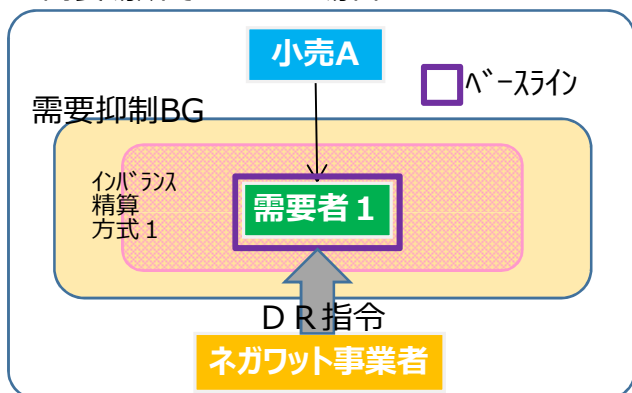
<https://www.okiden.co.jp/business-support/service/consignment/imbalance/index.html>

バランスンググループ (B G)

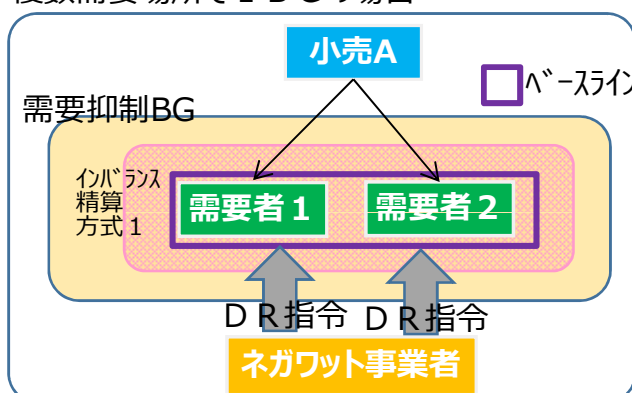
- 需要抑制 B G（balancing group）は、原則として1 需要場所 1 B G（同一の一般送配電事業者の供給設備に接続）に属するものとします。
また、低圧で電気の供給を受ける需要場所は1 B Gに属するものとします。
- 複数の需要場所で1 B Gを希望される場合、「（小売）契約者が同一」で「インバランス精算方式が同一」かつ「1 ベースライン」となる場合に限り、複数需要場所を1 B Gに属することが可能です。

※需要抑制 B Gとして組成可能なパターン例

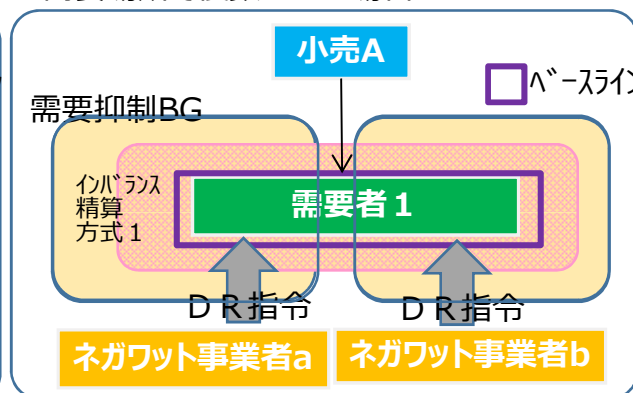
1 需要場所で1 B Gの場合



複数需要場所で1 B Gの場合

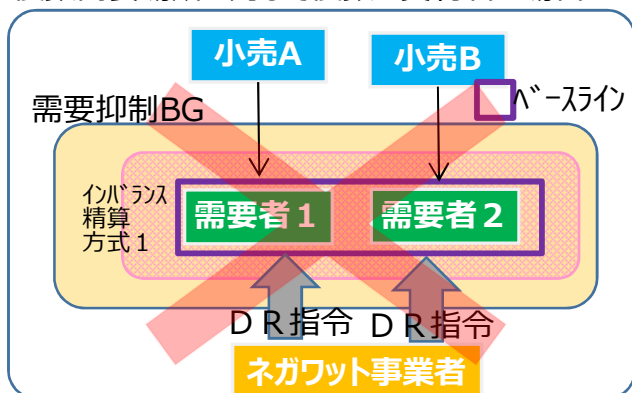


1 需要場所で複数 B Gの場合

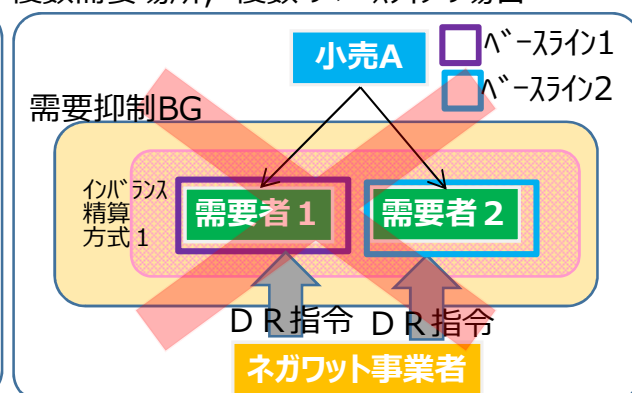


※需要抑制 B Gとして組成出来ないパターン例

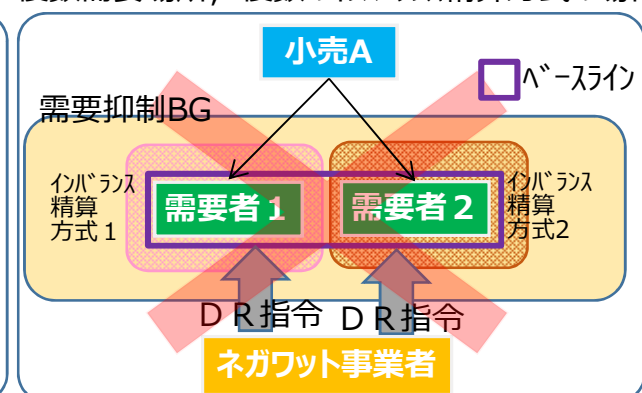
複数需要場所に対して複数の契約者の場合



複数需要場所、複数のベースラインの場合



複数需要場所、複数のインバランス精算方式の場合



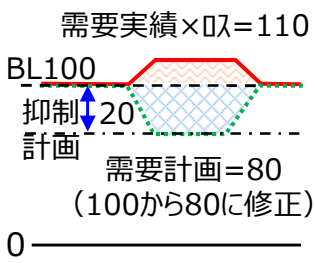
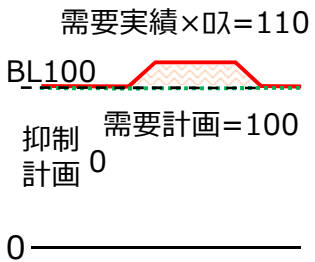
<暫定運用時の需要抑制計画イメージ>

需要抑制計画								
送信者コード		8XXXX						
送信者名称		ネガワット事業者A						
提出先事業者コード		XXXXX						
提出先事業者名称		一般送配電事業者X						
需要抑制計画値	需要抑制BGコード	XXXXX			XXXXX		XXXXX	
	需要抑制BG名称	抑制1			抑制2		抑制3	
	需要抑制契約識別番号1	XXXXX			XXXXX		XXXXX	
	需要BGコード(取引先BGコード)	XXXXX			XXXXX		XXXXX	
	需要BG名称(取引先BG名称)	需要X			需要X		需要X	
	小売事業者コード	XXXXX			XXXXX		XXXXX	
	小売事業者名称	小売1			小売2		小売3	
	優先順位	99			99		1	
	プロラタ内優先順位	1			-		-	
	供給地点特定番号	AAA	BBB	CCC	DDD	EEE	FFF	GGG
	需要抑制契約識別番号2	aaaaaa	bbbbbb	cccccc	dddddd	eeeeee	ffffff	gggggg
	ベースライン(地点毎)	1000	5000	3000	1000	500	2000	4000
	ベースライン(抑制BG計)	9000			3500			4000
	抑制計画値	200	800	500	100	50	250	600
	抑制計画値抑制BG合計	1500			400			600
抑制計画値抑制契約者合計							2500	

- ① 需要抑制BG
 - ※ ベースライン、抑制計画値は日毎48コマが必要(図中は簡略化のため、省略)
 - ✓ 小売電気事業者毎、インバランス切り分け方式毎に個別の需要抑制BGとしてください。
 - ✓ インバランスは需要抑制BG単位で計算されます。
- ② 供給地点特定番号
 - ✓ 供給地点特定番号は、需要者毎に1件ずつ記載が必要です。
- ③ ベースライン(地点毎)
 - ✓ 一般送配電事業者がベースラインを評価するために必要となります。
 - ※ 複数の需要地点を1BGとする場合において、一部の需要地点でのみ需要抑制する場合においても、全ての需要地点のベースラインを記載いただくことが必要となります。なお、BG単位で需要抑制を実施されない場合は、需要抑制計画とベースラインは「ゼロ」と記載いただくことが必要となります。
- ④ 抑制計画値抑制BG合計
 - ✓ 需要抑制量調整供給契約期間中にBG単位で需要抑制を実施されない場合は、抑制計画値抑制BG合計を「ゼロ」と記載して提出して頂く必要があります。
 - ※ 抑制計画値抑制BG合計を「ゼロ」で記載頂いた場合のインバランス量は、需要抑制量調整契約(ネガワット)側ではなく、託送供給契約側に仕分けします。(接続対象計画差対応補給[余剰]電力量が算出され、需要抑制量調整受電計画差対応補給[余剰]電力量は発生しないこととなります。具体的なイメージは次項のとおりです)

(参考) 需要抑制計画を「0」とした場合の仕分けイメージについて

※需要抑制量調整受電電力量(送電端)の表記を「抑制電力量」とする。

※需要実績 =接続供給電力量 ※複数地点は、需要実績 ×損失率(%)の合計値とする。	小売電気事業者とネガワット事業者に対してインバランス量の仕分けが発生				仕分けなし
	方式1 (小売とネガワット双方で負担)		方式2 (全てネガワットが負担)		—
	小売インバランス	ネガワットインバランス	小売インバランス	ネガワットインバランス	小売インバランス
抑制計画≠0ケース ※緑線は、需要抑制計画 赤線は、需要実績を示す。  需要実績×%=110 BL100 抑制計画 20 需要計画=80 (100から80に修正) 0	・接続対象電力量 = 需要実績×損失率 - 抑制計画 = 110 - 20 = 90 ・接続インバランス = 接続対象電力量 - 需要計画 = 90 - 80 = 10 ・不足インバランス 10	・抑制電力量 = 0 ・抑制インバランス = 抑制計画 - 抑制電力量 = 20 - 0 = 20 ・不足インバランス 20	・接続対象電力量 = ベースライン - 抑制計画 = 100 - 20 = 80 ・接続インバランス = 接続対象電力量 - 需要計画 = 80 - 80 = 0 ・インバランス 「0」	・抑制電力量 = ベースライン - 需要実績×損失率 = 100 - 110 = ▲10 負となる場合は、「0」とする。 ・抑制インバランス = 抑制計画 + 需要実績×損失率 - ベースライン = 20 + 110 - 100 = 30 ・不足インバランス 30	—
抑制計画=0ケース ※緑線は、需要抑制計画 赤線は、需要実績を示す。  需要実績×%=110 BL100 抑制計画 0 需要計画=100 0	・接続対象電力量 = 需要実績×損失率 - 抑制計画 = 110 - 0 = 110 ・接続インバランス = 接続対象電力量 - 需要計画 = 110 - 100 = 10 ・不足インバランス 10	・抑制電力量 = 0 ・抑制インバランス = 抑制計画 - 抑制電力量 = 0 - 0 = 0 ・インバランス 「0」	・接続対象電力量 = ベースライン - 抑制計画 = 100 - 0 = 100 ・接続インバランス = 接続対象電力量 - 需要計画 = 100 - 100 = 0 ・インバランス 「0」	・抑制電力量 = ベースライン - 需要実績×損失率 = 100 - 110 = ▲10 負となる場合は、「0」とする。 ・抑制インバランス = 抑制計画 + 需要実績×損失率 - ベースライン = 0 + 110 - 100 = 10 ・不足インバランス 10	・接続対象電力量 = 需要実績×損失率 = 110 ・接続インバランス = 接続対象電力量 - 需要計画 = 110 - 100 = 10 ・不足インバランス 10

抑制計画が0の場合は、小売電気事業者側のみインバランス量が発生します。
 (需要抑制量調整供給契約としてインバランス量を算定しないため、ネガワット事業者にインバランスは発生しません。)

小売電気事業者への 需要抑制計画・ベースラインの通知

- ネガワット事業者の需要抑制計画については、需要抑制を行う需要者と電力需給契約を締結している小売電気事業者（※）の需要計画・販売計画に反映させる必要があり、不整合のない正確な計画の提出が必要となります。
- なお、ネガワット事業者から小売電気事業者（※）への需要抑制計画等の連絡方法、連絡項目及び通知期限は予め小売電気事業者（※）と取り決めする必要があります。

※代表者契約制度の場合は代表契約者

第4回ネガワット実務者会議資料より

ネガワット事業者から小売事業者への通知（2/2） 16

ネガワット事業者Xから小売事業者Aへ通知する内容は需要抑制計画に含まれる内容（下図・帳票赤枠部分）とする。通知ファイル名などは事務局にて決定する。

ネガワット事業者Xが小売事業者Aへ通知する内容

帳票作成支援ツール（広域機関作成）からコピー可能にする等の工夫を行う。

	送信者コード	BXXXX						
	送信者名称	ネガワット事業者X						
	提出先事業者コード	XXXXX						
	提出先事業者名称	一般送配電事業者X						
需要抑制計画値	需要抑制BGコード	XXXXX		XXXXX		XXXXX		
	需要抑制BG名称	抑制1		抑制2		抑制3		
	需要抑制契約種別番号1	XXXXX		XXXXX		XXXXX		
	需要BGコード(取引先BGコード)	XXXXX		XXXXX		XXXXX		
	需要BG名称(取引先BG名称)	需要X		需要X		需要X		
	小売事業者コード	XXXXX		XXXXX		XXXXX		
	小売事業者名称	小売事業者A		小売事業者C		小売事業者D		
	優先順位	99		99		1		
	プロラタ内優先順位	1		-		-		
	供給地点特定番号	AAA	BBB	CCC	DDD	EEE	FFF	GGG
	需要抑制契約種別番号2	aaaaa	bbbbb	ccccc	ddddd	eeeee	fffff	ggggg
	ベースライン(地点毎)	1000	5000	3000	1000	500	2000	4000
	ベースライン(抑制@計)	9000		3500		4000		
	抑制計画値	200	800	500	100	50	250	600
	抑制計画値抑制BG合計	1500		400		600		
抑制計画値抑制契約者合計			2500					

小売事業者A

電力広域的運営推進機関
 Organization for Cross-regional Coordination of
 Transmission Operations (OCCTO)

計画不整合時 取扱

- ネガワット事業者が提出した需要抑制計画・需要調達計画（暫定運用）において、需要抑制計画内に不整合（抑制計画≠調達計画，調達計画≠販売計画）があり、不適当と認められる場合は、以下のルールに基づきインバランス料金の精算を行います。
- なお、需要抑制計画内に不整合があった場合は、一般送配電事業者からネガワット事業者及び小売電気事業者へ不整合情報を提供いたしますので、計画不整合に伴い各事業者に発生する費用精算は当事者間で対応いただくこととなりますので、ご注意ください。

◆ 託送供給等約款別表 8

需要抑制契約者の需要抑制計画修正（需要抑制量調整供給）

<計画間の整合チェック>（調達・販売計画を修正）

①取引の相手方とのチェック ⇒ 値が小さい方に整合させる。

<計画内の整合チェック>（需要抑制計画を修正）

②需要抑制計画内の調達・販売をチェック ⇒ 差分を需要抑制計画※に加減算させる。

（調達<販売の場合は加算，調達>販売の場合は減算）

※修正した需要抑制計画は、みなし需要抑制計画と定め、需要抑制インバランスの計算のみに使用。

